

西宮市死者情報の提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 死者情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができる主体を生存する個人に限定している趣旨から、法が適用される個人情報には含まれないこととされる。そこで、死者情報のうち、相続等の原因により遺族等の請求者自身に関する情報であると考えられる情報及び社会通念上請求者自身に関する情報とみなし得るほど請求者と緊密な関係がある情報については、当該請求者に限って情報提供を認めるものとし、その手続きは、別に定めがある場合を除き、この要綱の定めるところにより行うものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 既に死亡している個人（以下「死者」という。）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、公文書（西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (2) 実施機関 西宮市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。

(情報提供の請求)

第3条 死者情報は、次の各号に定めるときに限り、情報提供を請求（以下「提供請求」という。）することができる。

- (1) 相続人が、被相続人である死者から相続した財産に関する情報について提供請求するとき。
- (2) 死者の配偶者（届出をしないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子又は父母が、慰謝料請求権や遺贈など、当該死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報について提供請求するとき。
- (3) 親権者が、死亡時において未成年であった当該親権者の子に関する情報について提供請求するとき。

(4) 相続人が、被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報について提供請求するとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が認めたとき。

- 2 代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による提供請求をすることができる。

（請求の手続き）

第4条 提供請求は、別に定めがある場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面（以下「提供請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 提供請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 提供請求に係る死者情報が記録されている公文書の名称その他の提供請求に係る死者情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 提供請求は、前項に定める書類のほか、前条第1項各号に該当する請求権者であることを証するため、次の各号に掲げる資料を提出し、又は提示しなければならない。この場合において、第1号及び第2号に規定する書類の提示又は提出については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第22条の規定を準用する。

(1) 請求者（代理人が提供請求する場合は代理人）の本人確認書類

(2) 代理人が提供請求をする場合には、代理人の資格を証明する書類

(3) 当該死者が死亡していることを証明する書類 死亡診断書、戸籍謄本等

(4) 請求者と当該死者との関係を証明する書類 戸籍謄本等

(5) その他、請求者と当該死者情報の関係を証明するため、実施機関が必要と認める書類

- 3 提供請求書を実施機関に送付して提供請求をする場合には、前項の規定にかかわらず、提供請求をする者は、前条第1項各号に該当する請求権者であることを証するため、次の各号に掲げる書類を実施機関に提出すれば足りる。

(1) 前項第1号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) 前項第2号、第3号及び第4号に掲げる書類のうち、実施機関が必要と認める書類。ただし、実施機関が適当と認める書類については、その書類を複写機により複写したもので足りる。

(3) その者の住民票の写しその他その者が前2項に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類であって、提供請求をする日前30日以内に作成されたもの

- 4 実施機関は、前3項に定める書類について、形式上の不備があると認めるときは、法第77条第3項の規定に準ずる。

(情報提供の方法)

- 第5条 実施機関は、情報提供の請求があったときは、請求に係る死者情報に法第78条第1項各号に該当する情報のいずれかが含まれている場合は、その部分を除いて情報提供しなければならない。
- 2 提供文書の提供方法は、別に定めがある場合を除き、法第87条の規定に準ずる。

(費用負担)

- 第6条 前条の規定により写しの提供を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。費用の種別及び負担すべき額は、西宮市情報公開条例第14条第2項及び西宮市情報公開条例施行規則第8条に定める別表に準ずるものとする。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から、実施する。